

ボウリング大会

2月4日(日)、勤労福祉会館にてボウリング大会が開催されました。結果は次のとおりです。(敬称略)

○男女別個人戦大会

【一般男性の部】

優勝 梅田 力良

2位 渡辺 一夫

3位 前田 直己

【一般女性の部】

優勝 前田 奈緒美

2位 渡辺 文枝

3位 野口 明子

○小中学生大会

【小学生の部】

優勝 榎野 隼人

2位 釜 大地

3位 前田 飛夕雅

【中学生の部】

優勝 村山 太洋

2位 石田 隼斗

3位 前田 慎斎



税政係からのお知らせ

平成30年度

住民税申告について

1月1日現在、村内に住所を有する方はすべて、原則として住民税の申告が必要です。

ただし、次に該当する方は、申告しなくてもよいことになっていきます。

①すでに所得税の確定申告をした

②前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者が村に「給与支払報告書」を提出している

③前年中の所得が公的年金等に係る所得のみ

④親族の被扶養者として確定申告書に記載されている(勤務先での年末調整を含む)

▼申告が無い場合

無申告の場合、非課税証明などの税証明書が交付できません。住民税の申告は、国民健康保険税や介護保険料などの算定や、国民年金保険料の免除などの資料となります。収入がなく、控除対象配偶者・扶養親族にもなっていない方や、遺族・障害年金などの非課税所得

のみの方も、毎年住民税の申告をしてください。

▼ご注意下さい

次に該当する方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必要な場合があります。社会保険料や扶養などの所得控除額を正しく申告しないと、住民税額が高くなる場合があります。

①公的年金等の収入が40万円以下で、その公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下

②所得金額が少なく、納めべき所得税額がない等

また、給与支払者が「給与支払報告書」を市町村に提出していない場合、その給与受給者は自分で気づいて申告しない限り、無申告者となってしまう。法人・個人事業主の方は、従業員全員分の「給与支払報告書」の提出義務がありますので、ご協力をお願いします。

▼住民税申告に必要な書類
申告書の用紙は税政係と各支所にあります。添付・提示する書類は、所得税の確定申告と同様です。収入のある方は、源泉徴収票・社会保険料や生命保険料の控除証明書・領収書など、

収入金額や控除額が確認できる書類が必要です。平成29年度の申告から、本人と被扶養者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。申告の際、申告者の本人確認(番号確認と身元確認)を致しますので、左記をご参照いただき必要書類をご持参ください。

ご不明な点は税政係までお問い合わせください。
【申告の受付・問い合わせ】
企画財政課税政係
☎(5)0241(直通)

総務課からのお知らせ

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】
平成30年3月9日(金)
午前10時～午後2時

【相談場所】住民センター
交通手段の関係でやむなく中止させていただきますが、その際は何か卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課
☎03(33353)9191
平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)